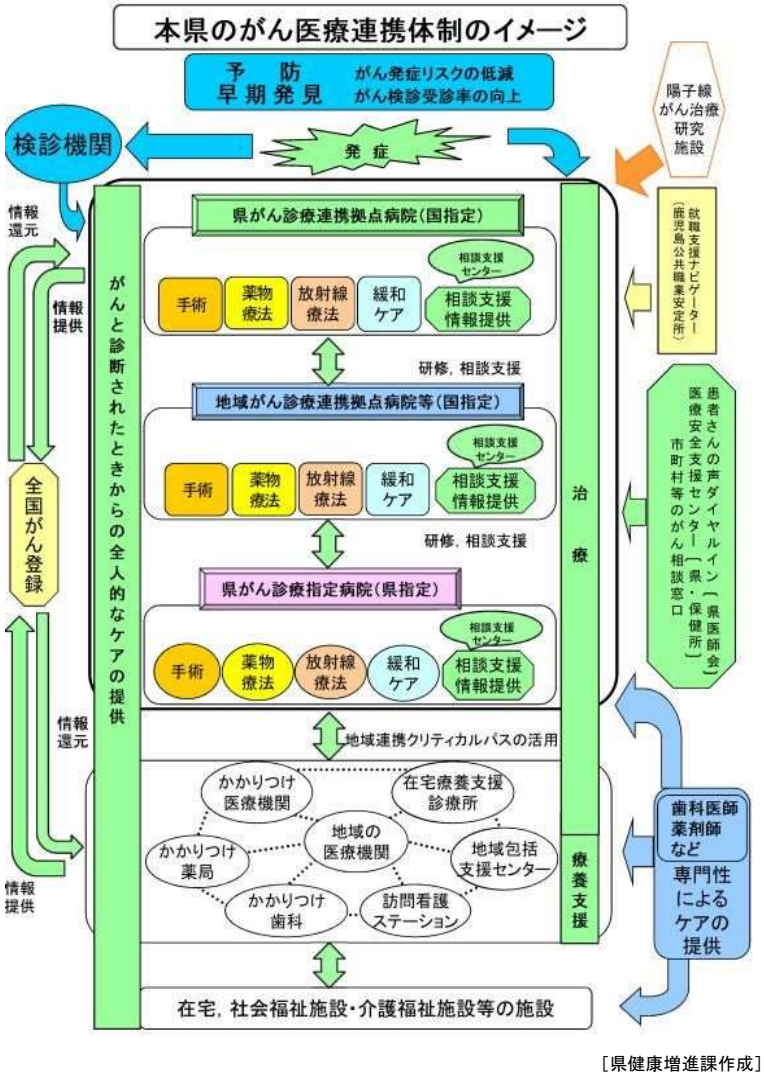


がんの医療連携体制



がんの医療機能基準

- A 予防・早期診断機能
  - ・ がんの診断が可能である。
  - ・ 精密検査ができる施設への紹介ができる。
- B 専門的がん診療機能
  - ・ 手術療法及び化学療法を実施している。
  - ・ がんの診断、治療に必要な検査が可能である。
  - ・ 診療ガイドラインに則した診療を実施している。
  - ・ 必要・希望に応じてセカンドオピニオンの提供と紹介ができる。
  - ・ 初期段階からの緩和ケアが可能である。
- C 地域がん診療連携拠点病院
  - ・ 診療ガイドラインに則した診療を実施している。
  - ・ 手術・放射線・化学療法等を含めた集学的な治療が実施できる。
  - ・ 専門的な緩和ケアチームを配置している。
  - ・ セカンドオピニオンを受け入れている。
- D 外来かかりつけ医
  - ・ 経過観察に必要な検査が実施できる
  - ・ 専門的診療機関や緩和ケア、生活支援等の関係機関との連携がとれている。
  - ・ 対象者の治療過程を見据えた継続的な療養管理ができる。
  - ・ 必要・希望に応じてセカンドオピニオンへの紹介ができる。
- 【薬局】
  - ・ 薬学的管理指導等及び副作用のフォローアップができる。
  - ・ 医薬用麻薬の調剤ができる。
  - ・ 入院時の薬物療法の連携が可能である。
- E. 在宅療養支援
  - ・ 往診または訪問診療が可能である。
  - ・ 医療用麻薬の提供が可能であることが望ましい。
- 【薬局】
  - ・ 薬学的管理指導等及び副作用のフォローアップができる。
  - ・ 医薬用麻薬の調剤ができる。
  - ・ 入院時の薬物療法の連携が可能である。

[大隅地域振興局作成]